

現在：11,400万円

長島町における暫定税率廃止に伴う影響額

▲5,300万円 (H18年度)

自動車取得税交付金 2,600万円			
地方道路譲与税 2,300万円	▲1,100万円		
自動車重量譲与税 6,600万円	▲400万円		
	▲4,000万円	廃止後：6,000万円	
		自動車取得税交付金 1,500万円	
		地方道路譲与税 1,900万円	
		自動車重量譲与税 2,600万円	

※四捨五入の関係上、各税目和が合計値と一致しない場合があります。

※影響額の算定については、車両区分に関わらずすべての車両に一定の暫定税率が適用されているとして算出しています。



暫定税率が廃止されると
南九州西回り自動車道の整備
が遅れる？止まる？

←南九州西回り自動車道の
阿久根北IC完成予想図

町内の道路への影響

暫定税率廃止に伴う道路整備に対する影響は、県全体で90億円の減収となります。町内の平成19年度事業は県単独道路整備（交付金）事業3カ所の事業費3億400万円が制度廃止後は0円になります。

県道長島宮之浦港線（鷹巣工区）

車の離合が困難な狭い道路を整備することが難しくなり、地域の活性化も図られません。



県道葛輪瀬戸線（本浦工区）

狭く、急カーブが多い危険な道路の改良を推進できなくなるかもしれません。



その他の道路整備

- 国道389号の歩道整備
- 平尾浜渡線
- 山門野汐見線
- 萩之牟礼茅屋線

このほかの事業も縮小や廃止に！？

県道長島宮之浦港線（浦底工区）

安全に通学できる歩道を整備することが困難になる恐れがあります。

